

# さくら通信

平成30年10月25日発行  
53号

## 秋の黄金

満月と、その光を浴びたススキ、銀杏の黄色に混じる黄金色の葉……実りの色にも例えられる黄金色は、川を流れる紅葉の赤に負けず劣らず、秋の風物にマッチしています。



上段左：十五夜の図（鶴川さくら病院1病棟）  
掲示板一杯に広がる秋の夜の景色

上段右：竜田川（町田さくらんぼ4B棟）  
秋晴の空が映える川面に流れる紅葉

下段左：黄金の葉の銀杏  
（町田さくらんぼ4B棟）  
今年は黄金色の葉を入れて作成

下段右：コスモス畑（町田さくらんぼ4B棟）  
コスモス畑を守る案山子



さくら通信は年4回、1月、4月、7月、10月の各25日発行です

### さくら通信53号◆目次

秋の黄金	1ページ
「完全自由の保障と、安全の管理」	
枝 窪 俊 夫	2ページ
ひびつれづれ	5ページ
秋のイベント	6ページ
トピックス・編集後記	8ページ

### 鶴川さくら会のホームページ

<http://www.tsurukawasakura.or.jp/index.html>

WEB上でさくら通信のバックナンバーをご覧いただけます

# 「完全自由の保障と、安全の管理」

— on condition for the perfect freedom & control of the safety —

枝 窪 俊 夫

## サインはVから、Eへ！

二十世紀を代表する楽曲は、「花はどこへ行った」であり、「風に吹かれて」であり、「イマジン」だと言う。

この世紀、二度にわたる世界大戦はもちろん、ベトナム戦争に至るまで、戦争の絶えることがなかったから、求められたのは戦争の終結であり、「平和」であった。

戦禍にあつては人びとの間にVサインが頻用され、これは勝利 victory を表わすものである筈が、「ピース peace」という音声を伴って発せられていたのは何とも皮肉な現象だった。

写真を撮られるときに、同じサインをして同じ言葉を発するのは何とも迎合的で能天気と思うのはわたしだけだろうか。

現在は親指と小指を大きく開いたEサインが流行し、ハワイを訪れたりするとどこへ行ってもこれだ。これに添えられる音声は「イージーeasy」であり、それは「気楽に行こうぜ」と言わんばかりの「Take it easy!」から来ている。何ものにも縛られることのない自由をこそ希求する訴えだ。

自由を手にするに至るまでに要した長い時間、舐めさせられた苦難のほど、望まずして流した多くの人の血の量を思ったら、この言葉からことの重大さを窺い知ることは難しい。

## 自由を勝ち取るまでの抵抗

アメリカに於て黒人は奴隷制度の下、長いこと苦しい生活環境・条件を強いられて来た。

1963年8月28日、アメリカの首都ワシントンで20万人の民衆を前に行われたMartin Luther Kingの演説は“ I have a dream! ”で始められた。彼は、「この国の建国の本当の信条は、我々は、すべての人間は平等なものとして創造されたことを自明の真理として確認する」と強く訴え、翌64年7月2日公民権法の制定を導き200年以上続いた法の上に於ける人種差別が終わりを告げ、法の下では黒人がそれまでの支配階級であった白人と同等の権利を獲得し、自由の風の吹く環境にその身を置くことができることとなった。

## 自由とは？、拘束とは？

家庭に於いて、あるいは集団生活で規則化される門限は一日の内の一部の時間帯に児童や入居者の外

出の自由を制限するものであり、ならばこれを拘束と言うだろうか。

骨折の際に処されるギブスや、犬や猫の治療の際につけられるエリザベスカラーはいずれも彼らの自由を阻害するものだが、これも拘束と言うのだろうか。

これと同じように医療行為として必要な期間に限って患者に何らかの不自由を強いる行為は、一方的なパターンリズムから成されるものだからこれも拘束と批難されなくてはならないのだろうか。

資格を有する専門家によって、利用者にとって有益と思われる結果を目指して行われる医療行為の一環であるなら、必要な期間に限っては不完全自由の状態が許容されると思うが、これも不当だと指弾される介護業界に於ける風潮は、果たして唱えられて久しいQOLの充実の観点から考えたときに受容さるべきものなのだろうか。

そもそも、完全自由の状態なんて誰かが机上で作り上げた理想でしかなく、妄想と言ってさえ差し支えないのではないかとすら思う。

生活すること、働くことと、その時間帯、場所と考えたら、人生そのものがまんま不完全自由の条件下にあると言っても過言ではないのではないかと。

その上、一方的に決められた給与の枠内で生活することを強いられ、妻帯者にあつては更にその10分の1ほどの小遣いで嗜好品やら趣味にかかる費用をやりくりしているのが現状だ。それだって立派な拘束環境じゃあないのかと言いたい。

法治国家だから、飲酒運転もスピード超過もいけないのは仕方ないが、言うべきことを、言っていないといけなことを言っただけのつもりがやれパワハラだ、セクハラだとヒステリックに糾弾され、防犯の名の下に、監視カメラの増設を要求する風潮のどこに自由が生き延びる余地があると言うのだろうか。

国家の保全と個人の人権とを最大限に守護する法治国家は、即ち非放置国家でもあるのだから、国民は多少の不自由さを看過せざるを得ないという考えは偏向し過ぎだろうか。



撮影：枝 窪



撮影：枝 窪

会津の教育指針である  
「の掟の終いの欄外には  
「ならぬことはならぬも  
のです」とある。ある脳  
科学者とやらはこれを思  
考停止と批難するが、人  
間存在のあり方には理屈

で語られぬモラルの極みがあり、理屈でなく、「言  
うまでもないこと」と言い切るべきことであり、そ  
ういったものに人間は束縛され、またそうした不自  
由の条件下生きて行くしかないのだ。

「人を殺してはいけない」、「自殺はいけない」に  
対する「なぜ、どうして」という問いに、誰も、宗  
教家ですら答えられないのを思ったら瞭然だ。

「の掟」には、「戸外で婦人と言葉を交へてはなり  
ませぬ」等、時代錯誤のものもあり、現在ではアレ  
ンジした「あいづっこ宣言」が採用されていて、そ  
の終いには矢張り、「やってはならぬ。やらねばな  
らぬ。ならぬことはならぬものです」と書き添えて  
いて、この地域の学童達は今も声を張り上げてこれ  
を日常的に唱和している。

### インフォームドコンセントと医師の心理的負担

インフォームドコンセントの確保が極力成されな  
くなくてはならないのは当然のことだが、その努力が尽  
くされるほどに最終的選択権の優位性は医師の側か  
ら患者の側に移り、医師の裁量権はいよいよ押しや  
られ、病状を的確に把握し、予後について相手より  
も知る専門家の側の無念さと葛藤は甚大だ。

一方、おかしなもので、かつて我々が学生の頃は  
がん告知について、患者の性格、生活を把握した上  
でどこまで伝えるか、また伝えないかを充分考慮す  
るようにと教えられたものだが、今は全く機械的とい  
っていいほどに極めて事務的に、「あなたはがん  
です。それもすでに末期で、余命は～」とまで告げ  
るのが常態化していて、それを患者・家族の側もか  
つてほどの抵抗感なく受け止めているようにみえる。

そうしてよい、否、そうするのがよいとなれば医  
師はこれまで担わされた葛藤に苦しむことなく、負  
担を免れることができる。また、もし告知の後に患  
者が自死という不幸な結末をみるようになったとし  
ても責任を問われないとなれば、「自分は医師とし  
ての義務は果たした。結果については患者自身が責  
を負うべきこと」と、片付けてしまうことになるの  
は目にみえている。

### 医療機関・介護施設の安全管理責任

病院でなされる医療はもちろん、施設で行われる  
介護も第三者の手によるものであり、そこではカバ  
ーする各法の下でケアの内容をその限界を含めて契  
約的に相互に確認・共有した上で遂行される必要が  
ある。

そこではケアは最大限自由度を確保した条件下行  
われることと同時に、結果についての管理責任が  
求められる。

当会は、精神科病院と介護老人保健施設を併設す  
る医療法人であり、精神保健指定医の資格を有する  
わたしが現状を踏まえた上で主張するのは、車椅子  
利用時の安全ベルトやオーバーテーブルの使用や、  
搔痒感を伴う発疹があって搔き走り行為が激しい  
ときにミトンを使うといった、マイルドな、しかし  
介護保険法下では拘束の扱いと受け取られる医療・  
介護行為については現場の日常的現実をみたら再考  
の余地が大いにあるということだ。

管理者のわたしが当会では確信を持ってこの  
concept の下業務を行うと主張するが、これに対し  
よく言えば心優しい、批難めいて言ったら善人被り  
とも思え、自らに余計な枷を課していると思え  
ない介護担当スタッフはこれに強い抵抗の構えを崩  
さない。

実際、大腿に皮膚炎があって皮膚科医が毎週診察  
し適切な医療対応をしながら、患者は搔痒感の  
あまり折角よくなりつつあるのに搔き搔いて悪化を  
来たすケースに、老健ではミトンの使用は拘束とい  
う悍しい対応になるからできないと言って、手を拱  
いて放置せざるを得ないで来た。

これで、本人はもちろん、ご家族に対しても通る  
話なんだろうかとわたしは思う。

確かにわたしの考えは過激に聞こえるかも知れな  
いとは承知の上で、敢てこうした仕掛けをするのは、  
スタッフのマインドを刺激し、揺さぶって現状のま  
までいいのか、どうかしたらよりよい対応を効率よ  
く図れるのではないかと、議論を重ねて業務を裏付  
ける理論武装をし、揺るぎないものとして全スタッ  
フの間で共有して欲しいと強く願うからである。

だから、管理者がそういう考えなら従いますとい  
う不満を内包した受動的な姿勢を求めようとは全く  
思わない。十分にスタッフ間で検討した上で、「や  
っぱりそうはできません」と言うなら、それはそれ  
で立派なことだ。「ならば確固たる信念の下、自分  
達の方針を打ち立てやり通しなさい」とエールを送  
りたいとすら考えている。

### いつだって、ぶれない構え・姿勢こそ！

政治家や、テレビ等のコメンテーターに、優しそ  
うにみせて人前でそう振る舞ったり、間違えたこと  
など一度たりともした  
ことがないとばかりに  
正しい人にみせて恰も  
良識の四番バッター面  
する輩がいるが、その  
過去から本性を知った  
なら、「何、こいつは」



撮影：枝 窪

と思わされることが少なくない。これだけ情報が明け透けな時代というに、ものかは魑魅魍魎が権力・メディアに近いところで跋扈しているかと思うと空恐ろしいばかりだ。

ここに挙げる政治家の例は、秘書給与流用事件で実刑判決を受け受刑した元衆議院議員の山本譲二氏の手記「獄窓記」を読んでいただけたら、某野党の国対委員長を務める女性議員の破廉恥振りを明白に知ることができるので一読をお勧めする。

目の前にみせられることと実態とのギャップを承知していないと、突然に不本意な被害を蒙ることもなりかねないから、あまりのきれいな事や立派に映る人物には疑いの目を持ってかからなければならず、そうした心構えが情報化社会の現代に於いては、危機管理を図る上で欠かせない。

一知半解という言葉がある。本分以外の場に顔を出して、さも能弁に語るのとは恥どころか罪にさえ近づく行為と思うから、わたしは表だってものを言うのを極力控えることに決めている。

### 聞きにくい言葉の数々！

元来美しい筈の日本語の乱れを嘆いて久しい。

一つが飽きられてその勢いを失って、やれやれと溜飲を下げていると、次からつぎと新しいものが登場し、絶えることがない。

その一つが、「部分」、「ところ」、「形」、それに「方」などの不要な言葉の多用だ。ひどいものになると「部分のぶぶん」だったり、「形のところ」と来て、こうなると何をか況んやだ。

ファミレスで「ハンバーグランチの方になります」なんて言われた日にゃあ、『方』なんて注文した覚えもないし、『なります』ってえ、ハンバーグになる前は一体何だったのか教えてえ」と厭味の一つも言わせていただきますってえものだ。そう、「～させていただけます」の無意味な多用もうんざりだ。

我が社でも、申し送りの場で、「お薬の方～、お通じの方～」と日常的にやり取りされるのを聞き、むず痒い思いを禁じ得ない。

結果要点が曖昧となり、余分な時間ばかり食って、何を言いたいのか不明となり、おまけに聞く側にフラストレーションを与えもするからことは深刻だ。

余りに「方ほう」と鳴くから「ウグイスみたいだね」と言ってやったら、きょとんという顔をしていた。確かな情報が的確に伝えられてこそ、正しい対応・管理ができようと思うからの敢えての苦言のつもりだが果たしてどこまで届いていることやら。

最近では、「～なんだそう」という伝聞・推量を示すコメント・テロップが気になって仕方ない。すでに人口に膾炙して異和感をすら覚えられない人が多いのではないかと、またまた呆れさせられているのが～。

先日、お母さんを誘ってバイオリンコンサートに行ったという娘さんから、「母に、『いいものを聴かせてもらってありがとう。長生



撮影：枝 窪

きするといいいことがあるものね』と言われ、嬉しかった」といういい話を聞いたばかりだが、はて自分とは立ち返ると、年を取ったせいかあれこれ論(あげつら)いたくなり、ストレスを溜め込むばかりで、「これではいけない、このお母さんのように、娘さんのように行かなくっちゃあ」と反省すること頻りだ。

### 高齢者保健保護法の提唱！

個人差はあるものの、歩行レベルの運動機能はもちろん、摂食、呼吸という生命維持に欠かせない体力までが低下し、これに加えて認知、判断、見当識の力も低下しているのが高齢者の現実の姿だ。

地震などの災害の折、被害者となって生命を落とすのは多くが児童、高齢者であり、今年発生した関西の地震でも、広島、岡山を初め中国・四国地域に大きな被害をもたらした水害でも、亡くなられた方の内で高齢者の占める割合は大きかった。

中にお元気な方があるにしても、こうした事実からも、高齢者が保護されるべき立場にあるという前提での法整備、対策の充実がいよいよ望まれる。

完全自由の保障されない状態を不完全自由というのだとは認識するが、こと介護の世界にあっては、即ち介護保険法下では、それは拘束の状態だと言われ、高齢者虐待防止法に抵触するものと決めつけられる。

一般社会に於いても安全確保のために不完全自由の状態が一時的には必要なこととされ、甘受もされるのに、運動・精神機能が低下し自身の力で安全を確保しにくくなっている高齢者に、一般社会に於いて以上の高い自由度が求められるのは本末転倒と思われる。引いては優しそうでいて、実は高齢者に耐え得ないほどの自己責任を要求する厳しい様態になっていはいはしないだろうか。

高齢者虐待防止法という法律の名前からして、介護の世界にあっては虐待が日常化しているのを前提にしているようで、高齢者にサービスする側にあつて、よりよいサービスをと心がけ、日夜その実践に努めている者の耳には何とも聞き心地の悪い響きだ。

精神医療の基本法とも言うべき精神保健福祉法の正式名称は「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法」だが、これに倣って、「高齢者の保健と保護に関する法」とし、高齢者保健保護法の法制化を提唱する。

# いびつれづれ

## 第二十回

### さくら通信編集委員会

年四回発行のさくら通信は、鶴川さくら会のホームページのコンテンツとして、現在 WEB 上でもご覧いただけます。

日頃鶴川さくら会と交流のある病院の広報誌を見せてもらう機会に恵まれているのですが、同じようにホームページで広報誌の閲覧ができ、更にホームページでの閲覧では、ページにあるリンクボタンから、紙面上では見られないメッセージなどの情報が見える仕様になっていて、先を行ってるなあ、と感心しました。もしさくら通信に、ホームページで見られるコンテンツを加えるなら…楽しそうではありますが、いざ制作、となれば、作業の工程や配分が気になるところです。

さくら通信は、原稿集めから誌面の組み上げまで、院内でほとんど作成していますが、新刊が出るまでの三ヶ月の期間は、執筆依頼や行事その他の写真の選別など、編集委員による掲載記事の手配に費やされます。記事がなければ誌面が埋まりませんから、待ち時間も含め、この部分が一番重要な作業と言えます。作業工程の内でも、一早く手分けするようになった部分です。

創刊からしばらくの間は、編集委員会としての動き方の勝手が分からず、記事を集めるのにも大変苦労しましたし、誌面の組み方が整備できない段階では、困ったらテキストや WEB で調べながら

作業する完全泥縄方式で、その煩雑さから作業工程を他人に説明できる気が全くしませんでした。

「もっとシンプルにしていかないと……」と悩みながら、「毎号ああでもないこうでもない」と、なにかしら違うやり方を試していたように思います。また初期のさくら通信はコピー冊子だったので、印刷まで院内で賄っていましたが、その分ページや部数は少なくとも作業工程が多く、工程ごとに使う機械（パソコンとその周辺機器、及びコピー機）の操作はできても説明はやはり煩雑で（使い方を空で説明できる方、いますか？ 私はできません）、編集委員会のためのマニュアルを作成しようにも、原稿集めから配布までの全工程を、余すところなく書ききれるとは思えず、諦めました。

ページ数が八ページ、部数が三百を超えた辺りで外注に切り替え、作業工程から印刷（コピー機の操作と折り作業）がなくなりました。配布も他部署で担当してくれるようになり、現在では会議から校了+α（ホームページ用の PDF 出力）までが編集委員の作業工程です。紙の広報誌を発行する委員会ですが、印刷工程がない今、大量の紙と戯れることはほとんどありません。近年では原稿や写真が紙の入稿からデータ入稿が主流になり、会議から原稿の提出までの作業、その後の編集作業が整備され、ルーティン化して来ています。イレギュラーな作業があまり発生せず、「これなら作業マニュアル、書けそうじゃない？」と思い始めた今日この頃ですが、技術革新が速い昨今ですから、マニュアルが書き上がる頃には、もっと作業がはかどる方法が現れているのかもしれませんが。

たとえば？

スマホで組めるようになっている……というのは、いかがでしょうか。

さくら通信編集委員会・委員長：山田 紀子

# 秋のイベント～ 行楽のシーズンと言われる季節に、台風が通算 25 号 ～

ホールでミニゲーム 鶴川さくら病院 2 病棟 平成 30 年 9 月 6 日 (木)



夏の猛暑が幾分和らいで来た9月の午後、ホールでミニゲームを行いました。10名ほどの参加者の皆さんは、珍しいイベントに大変楽しまれ、また参加したいという感想をいただきました。好評なので、また開催する予定です。



## 敬老のお祝いと 9 月生まれの誕生日会

町田さくらんぼ3A 平成 30 年 9 月 8 日 (土)

9 月生まれのご利用者様の誕生日会、敬老会では、ご参加いただいた 13 組のご家族とともに、先ず昼食を取っていただきました。



誕生日会では花束を贈呈、涙を流して喜ばれる利用者様もいらっしゃいました。

しめくりには、職員が用意した、沢山の赤い風船に飾られたハートの形のアーチの特設ステージで、この日のイベントの記念撮影を行いました。お誕生日を多くのご家族とともにお祝いができ、楽しかった、との声を多くいただきました。



## 秋のお楽しみ会

鶴川さくら病院 1 病棟 平成 30 年 9 月 15 日 (土)

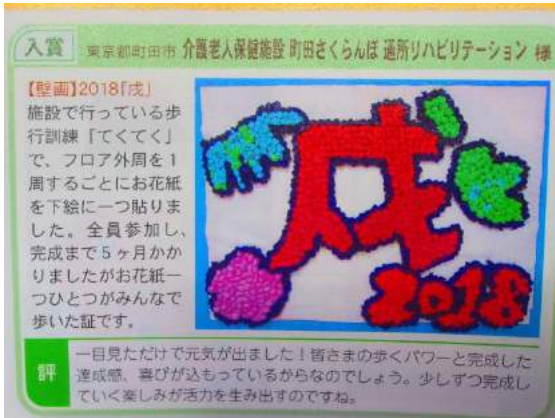
秋のお楽しみ会と題して、ココ・アイランダーズの演奏とメレ・ココのフラダンスを鑑賞しました。ハワイアン曲に加え、日本の歌謡曲や童謡も演奏されました。おなじみの曲をウクレレ演奏で聞きながら、皆さんとても楽しんでいました。



# 秋のイベント～行楽のシーズンと言われる季節に、台風が通算 25 号～

## 通所リハビリテーション科

入賞 おめでとうございます 月間DAY 10月号に掲載されました



通所リハで行なっている歩行訓練「てくてく」です。  
 フロア外周を1周することにお花紙を下絵に一つ貼って行きます。  
 完成まで5ヶ月かかりましたが、お花紙一つひとつがみなさんの歩いた証です。



## アートヘルスケア（美を楽しむ健康法）



誰でも美しい自然や芸術に出会うと、心は癒され元気になるという経験があると思います。そうした自然や芸術の持つ美の力が人間のスピリチュアリティを高めることに着目し、美を心から楽しむひとときを生活に取り入れることで、心身の健康を回復して行こうとするものです。

毎月1回 火 or 木



↑ 一輪花  
 → 苔玉作り



# トピックス

## 冬のいそぎ

夏の暑さに体調がすぐれない夏バテがあるように、秋には寒暖の差で体調を崩す秋バテがあるそうです。

猛暑、酷暑と暑さの表現が重度を増していった今年の夏も、9月に入ると過ごしやすくなりましたが、台風一過の後などは、また夏日が襲ったりするため、館内の空調も10月の半ばまでは冷房です。

そんな中、患者様、利用者様の冬支度が進んでいます。9月の半ばで布団は夏掛けから冬掛けに変わりましたが、その後も冷房が必要な暑い日があったりと、切り替えは難しいものです。

これからの心配はインフルエンザの流行が、すでに始まっているという話、すでに身近に罹った人が……という話も耳にします。夏バテ秋バテで体力が落ちているので、要注意です。体力の回復と、日頃からの手洗いうがいで感染の予防に努めましょう。

## 鶴川さくら会の標語

平成30年10月～



お問い合わせはこの番号へどうぞ

042-735-2621(鶴川さくら病院) 042-734-9500(町田さくらんぼ)

## 編集後記

2018年も残り2ヶ月余りとなりましたが、今年はスポーツが盛り上がりました。平昌オリンピックでの史上最多メダル数から始まり、サッカーW杯でのベスト16、アジア大会では歴代2位のメダル獲得数であり、テニスでは、大坂なおみ選手が全米オープンでの優勝を果たしました。新しいヒーロー・ヒロインが誕生し、流行語が生まれ、性別や世代を超えて広がって行きます。台風や地震など暗いニュースを吹き飛ばすような活躍に元気づけられ、感動し、2年後の東京オリンピックに期待をもたらす出来事になりました。

里見隆行(鶴川さくら病院医療相談室)

## さくら通信第53号

発行人: 枝窪俊夫  
(鶴川さくら会理事長)

編集委員会

委員長: 山田紀子  
(鶴川さくら病院1病棟)

委員: 友井宏明  
(鶴川さくら病院2病棟)

成澤光  
(町田さくらんぼ3A棟)

伊久間寛子・外戸口浩司  
(町田さくらんぼ4B棟)

里見隆行  
(鶴川さくら病院医療相談室)

久保英司  
(町田さくらんぼ通所リハビリテーション科)